

令和7年9月1日から 認可外保育施設保育料補助金の補助対象が広がります！

これまで…

認可外保育施設の
0歳児～2歳児クラスを利用する
第2子以降の子ども



★NEW

令和7年9月1日～

認可外保育施設の
0歳児～2歳児クラスを利用する
全ての子ども ※

対象者の条件 ※以下全てを満たす方が対象です。

- ① 利用する認可外保育施設が国基準（指導監督基準）を満たす旨の証明書の交付を受けている。
- ② 児童と保護者が、月の初日に中央区に住民登録があり、実際に住んでいる（居住実態がある）。
- ③ **住民税課税世帯**である（注1、2）（施設等利用給付の対象ではない）。
- ④ 認可外保育施設と月極契約を締結し、申請月の初日から在籍している。
- ⑤ 保護者全員に**保育の必要性**がある（月48時間以上の就労など）。
- ⑥ 認可外保育施設の保育料を滞納していない。
- ⑦ 認可外保育施設と同時に、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）・認証保育所・公私立幼稚園（注3）などに在籍していない。

（注1）3～5歳児クラスに在籍する全世帯の児童および0～2歳児クラス（企業主導型保育事業を除く）に在籍する**住民税非課税世帯**の児童は「子育てのための施設等利用給付」の対象となります（本補助金は対象外）。

（注2）企業主導型保育事業を利用する住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童は、本補助を一部受けることができる場合があります。

（注3）預かり保育を実施していないまたは預かり保育の実施時間数が十分な水準でない私立幼稚園等に在園する児童で、認可外保育施設を同時に利用する場合に限り、本補助を一部受けることができる場合があります。

補助金額（月額）

- 施設に支払う月額保育料と補助上限額（月額42,000円）を比べ、低い方の額

【問合せ先】

中央区 福祉保健部 保育課 保育給付係
〒104-8404 東京都中央区築地 1-1-1
電話：03（3546）5422



👉 詳細は、区HPをご覧ください。

【本補助金について】 【子育てのための施設等利用給付】
（住民税非課税世帯の方はこちら）